

長和五年正月廿九日、受禪於京極亭、即以外祖父左大臣爲攝政、

〔榮花物語疑十五〕殿の御まへ長道世まりはじめさせ給てのち、御門は三代にならせ給、わが御世は

廿三四年ばかりにならせ給に、みかど一條後わかうおはしますときは攝政と申、おとなびさせ給

ふをりは關白と申ておはしますに、このころ攝政をも御一男、たゞいまの内大臣頼に讓さこ

えさせ給て、我御身は太政大臣の位にておはしますをも、つねにおほやけにかへし奉らせ給へ

ど、おほやけさらనికిこしめしいれぬに、たびくわりなくすすせ給、御心にはすすまじう

おぼさるゝ事かぎりなき、

〔日本紀略後十三〕寛仁三年十二月廿二日甲辰、攝政内大臣藤原上表謝攝政、即詔停攝政、令關白

萬機略中 廿八日庚戌、令關白内大臣、以攝政儀行官奏除目、

〔愚管抄四〕宇治殿藤原は後一條後朱雀後冷泉三代の御門の外舅にて、五十年ばかり執政の臣

にておはしけり、後冷泉のするに、攝政を大二條殿教と申は、宇治殿の御弟也、てゝの御堂道

もよき子とおぼして、宇治殿にもおとらずもてなされけるが、年七十にて左大臣なりけるを我

御子には道房の大將とて、かぎりなくみめよく人用ゐたりける御子の、廿にてうせられける後、

京極の大殿師實は、むげにわかき人にてありければ、越れむ事のいたましくおぼさるゝ程の器

量にて、大二條殿ありければ讓らせ給ひけるを、世の人宇治殿の御高名善政の本體と思へりけ

り、

〔續世繼五〕ちかくおはしまさ、法性寺のおと藤原は、忠略 保安二年のとし關白に

ならせ給ふ、御とし廿五にぞおはしまし、同四年正月に、さぬきのみかど崇くらゐにつかせ

給しかば攝政と申き、みかどおとなにならせ給て關白と申しほどに、近衛のみかど位につかせ

給しかば、又攝政にならせ給ひき、久壽二年七月この衛のみかどかくれさせ給ひて、この一院後